

名古屋都市計画地区計画の変更(北名古屋市決定)

都市計画沖村地区計画を次のように変更する。

名称		沖村地区計画
位置		北名古屋市沖村岡、岡西、野崎城屋敷及び山神の各一部
面積		約7.0ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は市の南部に位置し、そのうち工業地区は以前より工場の敷地として利用されている。工場施設からの公害発生を防ぎ、周辺住宅地区の環境保全を図ることを地区計画の目標とする。
	土地利用の方針	本地区内の工業地区は、北名古屋市都市マスタープランにおいて、将来的にも工業地として位置づけられている。工場と隣接する住宅地の土地利用を明確に分離することにより良好な市街化の形成をめざす。
	地区施設の整備方針	地区の周辺は、幅員4～7.4mの区画道路が整備されており、その維持・保全に努める。
	建築物等の整備の方針	工業地区内の建築物の用途の制限を行うことにより、周辺住宅地の環境保全を図る。

地区整備計画	建築等に関する事項	地区の区分	区分の名称 工業地区
			区分の面積 約3.4ha
		建築物の用途の制限	建築物の用途については、次に掲げる建築物は建築してはならない 1. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 その他これらに類するもの 2. カラオケボックスその他これらに類するもの 3. ホテル又は旅館 4. 床面積の合計が15㎡を超える畜舎 5. 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 6. 倉庫業を営む倉庫 7. キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 8. 建築基準法別表第二(ぬ)項第3号(1)、(3)～(5)、(7)～(14)、(16)、(17)、(17の4)、(19)、(20)に規定する事業を営む工場

「区域及び地区の区分は計画図表示のとおり」

理由

建築基準法の一部改正に伴い、都市計画法第21条第1項に基づき変更するものである。